

建設業法施行令の改正に伴う現場代理人及び主任(監理)技術者等の 兼任に係る金額要件の改正について

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部改正（令和6年12月11日公布）に伴い、現場代理人及び主任（監理）技術者等の兼任に係る金額要件について、見直しを行いました。

本改正は令和7年2月1日以降、請負契約日に関わらず適用されますが、本市では令和7年2月1日以降に開札する案件について、改正後の金額を適用します。

※ 下表の主な事例におけるA工事及びB工事を兼任する場合の金額要件適用の考え方は、次のとおりです。

主な事例	令和7年1月31日以前 に開札	令和7年2月1日以降 に開札	兼任の 可否
事例1	A工事 3,700万円 B工事 3,700万円	-	可
事例2	A工事 3,700万円 B工事 4,300万円	-	否
事例3	A工事 3,700万円	B工事 4,300万円	可
事例4	A工事 4,300万円	B工事 4,300万円	可
事例5	-	A工事 4,300万円 B工事 4,300万円	可
事例6	-	A工事 4,700万円 B工事 4,300万円	否

※建設業法施行令改正に伴う監理技術者及び営業所専任技術者の特例につきましては、令和7年4月の見直しを予定しております。